

第2章 労使紛争の調整

第1節 労使紛争調整の概況

特定独立行政法人の平成26年中の調整事件数は、あっせんが2件（地方事務所扱い）、調停が2件（本局扱い）の合計4件で、いずれも新規係属事件であり、これを法人別にみると、国立印刷局（以下「印刷」）と造幣局（以下「造幣」）が調停各1件、国立病院機構（以下「国立病院」）関係があっせん2件となっている（第39表参照）。

第39表 調整区分別法人別調整事件一覧

区別	印刷	造幣	国立病院	計
あっせん			2	2
調停	1	1		2
計	1	1	2	4

（注）平成26年は、仲裁事件はなし。以下、第40表、第41表も同じ。

さらに、申請事項別では、印刷と造幣の2件は「賃金その他の給与に関するもの」となっており、国立病院の2件は「団体交渉の手続き方法に関するもの」となっている（第40表参照）。

第40表 申請事項別調整事件一覧

区別	団体交渉の 手続き方法に 関するもの	賃金その 他の給与 に関する もの	勤務時間・ 休日・年休 等に関する もの	退職取扱 等に関する もの	その他	計
あっせん	2					2
調停		2				2
計	2	2				4

具体的には、全印刷及び全造幣から6月3日に調停申請された平成26年度新賃金紛争に関する事件並びに全医労大傘田支部から10月16日にあっせん申請された団交促進及び団交開始に関する事件である。

新賃金紛争に関する事件の処理状況をみると、いずれも調停成立、即ち、調停案をもって解決が図られた（第41表参照）。

両調停事件は、組合要求に対し、印刷当局は「0.2～0.3%程度の賃上げの検討が可能だが、有額回答できる状況にはない」とし、造幣当局は「現時点で具体的な判断は難しい」として、双方とも具体的な有額回答を行わなかったことから、組合が自主交渉を打ち切り申請してきたものである。中労委は、直ちに調停委員会の設置を決定し、6月4日から5日に事情聴取、6月17日に労使委員の意見陳述、個別折衝を行うなど作業を進め、6月18日未明に「1,380円の原資をもって引き上げること」とする調停案を関係各労使に提示した。関係各労使は18日から19日にかけて受諾し、解決したものである。

また、全医労大牟田支部の団交促進及び団交開始に関するあっせん事件の処理状況をみると、11月21日と12月2日の2回にわたり、事情聴取等が行われた結果、「窓口調整などを行うことにより、健全で安定した労使関係の確立に努められたい。」等のあっせん案を労使双方が受諾したことにより解決している（第41表参照）。

第41表 調整事件の処理状況

	区 別	印 刷	造 幣	国立病院	計
あ っ せ ん	成 立			2	2
	打切り				
	取下げ				
	継続中				
調 停	成 立	1	1		2
	打切り				
	取下げ				
	継続中				
計		1	1	2	4